

当初・変更

工事執行機関 41341 宮下土木事務所

入札（見積）執行調書  
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	平成28年 7月 7日
工事番号	16-41341-0017	工 事 名	中山間地域道路等維持補修業務委託検討業務	着工	平成28年 7月 7日
入札執行年月日	平成28年7月7日		発注種別	19 地上測量 22 土木設計	完成 平成29年 3月24日
審 議 番 号	公所	000000	本庁		
路線・河川名	国道252号外			予 定 価 格	
工事箇所 自	大沼郡三島町大字宮下地内外			12,558,240	
至					
工 事 概 要	中山間地域道路等維持補修業務委託検討業務一式				

業者コード 業 者 名	落 札 者 の 住 所		
	入 札 額 及 び 再 入 札 額		落札額（契約額）
300006539 パシフィックコンサルタンツ （株） 福島事務所	郡山市 中町15-9 増子中町ビル6F		
	(1) 11,800,000	(2) 11,600,000	12,528,000
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。  
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

様式3 (裏面)

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

別紙「随意契約理由書」のとおり

変更契約の内容

変更契約年月日	年 月 日
変更後の完成年月日	年 月 日
変更後の契約金額	円
変更契約をする理由	
<input type="checkbox"/> 1 現場精査による数量増(減)	
<input type="checkbox"/> 2 ( ) 工事追加による増額	
<input type="checkbox"/> 3 その他 ( )	

## 随意契約理由書

### 1 業務概要

工事名 中山間地域道路等維持補修業務委託検討業務  
 路河川名 国道252号外  
 委託箇所名 大沼郡三島町大字宮下地内外  
 委託概要 中山間地域道路等維持補修業務委託検討業務 一式

### 2 随意契約の理由

本委託は、平成21年度から宮下土木事務所にて発注している「中山間地域道路等維持補修業務委託」について、従前の管理手法との比較により更なる維持管理業務の組織拡充及び業務拡大について検討を行う業務である。

本業務を実施するにあたっては、公共施設の包括的な維持管理（地域のインフラを包括的に管理）に関する業務の経験や、様々な契約方法に関して法的な知識を有するとともに、包括的な維持管理手法に関して、新たなアイデアが必要であることから、「中山間地域道路等維持補修業務委託検討業務公募型プロポーザル審査委員会設置要項」により、本業務に最も適した技術提案書の特定を行った。

その結果、下記の者が提出した技術提案書が、特定テーマ「現在実施している包括的民間委託の体制だけでは将来の中山間地域における担い手の確保、安全安心な地域の存続が危ぶまれていることから、現在の維持管理体制を持続可能な体制にするための方策についての提案およびそれを踏まえた新たな組織形態の工夫・留意点について」において、「包括委託の魅力を向上させるための方策」や「創意工夫を引き出すための方策」、「活動しやすい環境整備のための方策」等、維持管理体制を持続可能な体制にするための方策があり、また、それを実現するための新たな組織形態の方向性として、「新たな民間の実施体制の構築」、「民間業務領域の拡大（MMRの設置）」等の工夫の提案があることなどから、プロポーザル審査委員会において、提出された技術提案書のうち本業務に最も適した技術提案書と特定された。

以上より特定されたものを「会津若松建設事務所プロポーザル方式に係る業務委託（工事等以外）所内審査会設置要綱」により選定した。当該技術提案書を提出した下記の者を、見積もりを徴する相手とし単独随意契約としたい。

#### 記

見積もり 商号又は名称 パシフィックコンサルタンツ(株)福島事務所  
 徴収の相手 住 所 福島県郡山市中町15番9号 増子中町ビル  
 代表者氏名 福島事務所長 阿部 健司

### 3 地方自治法施行令の該当条項

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」
- 福島県財務規則施行通達第269条関係1-(3)  
「契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴することが不適当であるとき」